

第5章 計画の推進

1. 推進体制
2. 進行管理

第5章 計画の推進

1. 推進体制

庁内組織である高松市環境問題庁内連絡会議及び同連絡会議 総務・温暖化対策部会を中心として、関係各局の連携を図り、円滑かつ効果的な推進に努めます。

また、市民・事業者等と市が連携・協力しながら計画を推進していくとともに、市域を越えた、広域的な取組を必要とする環境問題への対応については、国や県、近隣の自治体などの関係機関と協力しながら取り組みます。

2. 進行管理

高松市環境問題庁内連絡会議及び同連絡会議 総務・温暖化対策部会と、学識経験者及び市民・事業者の代表で構成された市長の諮問機関である高松市環境審議会に定期的に進捗状況を報告し、意見や提言を受けながら、適切な進行管理に努め、着実な計画の推進を図ります。

また、毎年度作成する「高松市環境白書」や市ホームページ等を通じて、市民に対し、計画の進捗状況や市の環境の状況について公表します。

第6章 資料編

資料1. 指標と目標値一覧

資料2. 私たちにできること

資料3. 計画策定経過

資料4. 高松市環境審議会委員

資料5. 高松市環境基本条例

資料6. 用語解説

第6章 資料編

《資料1 指標と目標値一覧》

No.	施策の柱	指標名	現状値 (H26年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H35年度)
11	廃棄物の減量と 資源循環の推進	1人1日当たりのごみ排出量	970g	917g	880g
		1人1日当たりの資源化量	207g	207g	207g
12	廃棄物の適正処 理の確保	一般廃棄物の年間埋立処分量	13,236 t	12,120 t	11,270 t
		産業廃棄物の不適正保管量	12,372 t	12,150 t	12,000 t
		ボランティア清掃の参加者数	155,438 人	158,000 人	160,000 人
		不法投棄通報、相談件数	150 件	125 件	100 件
13	水循環の推進	1人1日当たりの水道平均使用水量	301 L	300 L	299 L
		下水処理水再生水利用施設数	61 施設	63 施設	65 施設
		透水性舗装の整備面積（累積）	52,927 m ²	55,200 m ²	57,040 m ²
21	地球温暖化対策 の推進	総電力消費量に占める太陽光発電システム 設置費補助事業による発電量の割合	1.18%	1.68%	1.97%
		市有施設における再生可能エネルギー発電 設備の発電出力	3,068 kW	4,940 kW	5,060 kW
		家庭における地球温暖化防止のための取組 の実施率（アンケート結果）	32.6%	46.4%	57.4%
31	水環境の保全	河川 BOD 値の環境基準の達成率	66.7%	66.7%	66.7%
		海域 COD 値の環境基準の達成率	100%	100%	100%
		汚水処理人口普及率 （合併処理浄化槽での処理人口を含む。）	84.9%	87.4%	89.3%
		合併処理浄化槽補助件数（累積）	19,650 件	24,650 件	28,650 件
32	大気環境の保全	大気に係る環境基準の達成率			
		二酸化いおう	100%	100%	100%
		二酸化窒素	100%	100%	100%
		一酸化炭素	100%	100%	100%
		浮遊粒子状物質	100%	100%	100%
		ベンゼン	100%	100%	100%
		トリクロロエチレン	100%	100%	100%
		テトラクロロエチレン	100%	100%	100%
ジクロロメタン	100%	100%	100%		

No.	施策の柱	指標名	現状値 (H26年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H35年度)
32	大気環境の保全	光化学オキシダントの注意報・警報の発令回数	0回	0回	0回
		微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起回数	0回	0回	0回
33	騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進	騒音に係る環境基準の達成率 一般地域(昼夜全日)	100%	100%	100%
		ダイオキシン類の環境基準の達成率	100%	100%	100%
41	自然環境の保全	耕作放棄地再生利用面積(累積)	13.1ha	24.0ha	32.0ha
		「ため池守り隊」市民活動取組箇所数	15か所	20か所	24か所
42	自然とのふれあいの充実	市民農園設置数	32か所	37か所	41か所
		こども農園設置数	13か所	17か所	19か所
51	環境にやさしい交通環境の整備	公共交通機関利用率	13.8%	15.9%	16.5%
		レンタサイクル利用者数	306,580人	318,500人	328,500人
		自転車走行空間の整備済延長(累積)	4.2km	12.6km	19.0km
52	身近な緑の保全と創造	市民1人当たりの都市公園等の面積	8.14㎡	9.16㎡	9.28㎡
		民有地緑化助成数	4件	8件	8件
		建物緑化助成数	2件	4件	4件
		小学校校庭の芝生化実施校数(累積)	12校	22校	30校
53	美しい景観の保全と創造	特別な区域における既存不適格広告物の適正化率	20%	50%	80%
		文化財学習会・体験講座参加者数	1,241人	1,300人	1,400人
61	環境教育・環境学習の充実	環境学習講座参加者数	2,146人	2,300人	2,400人
		南部クリーンセンター(エコホテル)環境学習参加者数	2,943人	3,200人	3,400人
62	環境保全活動の推進	「いざり山」市民活動支援事業参加団体数	11団体	21団体	29団体
		「たかまつマイロード」事業新規認定団体数	3団体	12団体	24団体
		公園愛護会の団体数	149団体	160団体	165団体
		廃食油収集量	6,696L	6,984L	7,272L

《資料2 私たちにできること》

環境を守るため、私たちができることをまとめました。この他にも、私たち一人ひとりが生活を見直し、身近に取り組めることから始めることが環境保全につながります。

No.	施策の柱	市民	事業者
11	廃棄物の減量と資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみは、きちんと分別して出す。 期限切れや食べ残しなどで、食品をごみにしない。 生ごみを出すときは、十分に水切りを行う。 生ごみを堆肥化し、再利用するよう努める。生ごみ処理機等の購入補助も積極的に活用する。 買い物時には、無駄なものを購入しない。 買い物時には、マイバッグなどを持参し、不要なレジ袋は受け取らない。 過剰包装は断る。 マイ箸やマイボトル（水筒）を使用する。 使い捨て商品を買わず、リサイクル商品や詰め替えできる商品を購入する。 エコマークやグリーンマークなど環境ラベルのついた、環境にやさしい商品を選ぶ。 使用済小型家電や紙資源などのリサイクルに協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出荷する製品や販売する商品の包装を簡略化する。 紙の使用量を削減したり、使用済みの用紙や封筒を再利用したりするなど、ごみの減量に取り組む。 レジ袋の削減に協力する。 再生紙などのリサイクル製品や、エコマーク製品などを使用する。 リサイクルしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。
12	廃棄物の適正処理の確保	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理の状況やリサイクルの促進について理解するため、処理施設の見学等に参加する。 ごみ、吸い殻などのポイ捨てはしない。 行楽地などで自分が出したごみは持ち帰る。 地域の美化活動やクリーン作戦など、環境活動に積極的に参加する。 身近で空き缶やごみが落ちていたら、拾ってごみ箱に入れる。 周囲に迷惑をかける野外でのごみの焼却は行わない。 不法投棄を発見した場合は、速やかに通報する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業系一般廃棄物、産業廃棄物について、減量や再資源化に努めるとともに、適正な処理を行う。 地域の美化活動など、環境活動に積極的に参加、協力する。 ポイ捨てや不法投棄をしないよう、職場での教育を徹底する。
13	水循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> 喝水時だけでなく、日頃から水の大切さを意識し、節水に努める。 蛇口をこまめに閉めるなど、水を無駄にしない。 節水型のトイレや洗濯機など、節水の効果の高い機器を購入するよう努める。 風呂の残り湯を洗濯や掃除に使用するなど、できるだけ水を再利用する。 雨水貯留タンクなど、雨水貯留施設を積極的に設置し、雨水を有効利用する。 雨水浸透施設が地下水の涵養等に効果があることを理解し、積極的に設置するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 喝水時だけでなく、日頃から水の大切さを意識し、節水に努める。 節水型機器・設備の導入に努める。 雨水貯留施設を積極的に設置し、雨水を有効利用する。 雨水浸透施設を積極的に設置し、事業所敷地内の雨水浸透に努める。 再生水が供給可能な地域では、再生水を利用する。

No.	施策の柱	市民	事業者
21	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用の太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入に努める。 電化製品は省エネ機器を積極的に購入する。 給湯器を設置する際には、高効率なものを選ぶ。 冷暖房の設定温度に注意する、テレビや照明をこまめに消す、電化製品を長時間使用しないときは主電源を切っておくなど、電気を節約する省エネ行動を心がける。 家族で同じ部屋を使用し、冷暖房や照明に必要な電力を節約する。 建物の断熱化などにより、住宅の省エネルギー化に努める。 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選ぶ。 自動車を運転するときは、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを実行する。 自動車に依存せず、公共交通機関を利用する。近距離は、自転車や徒歩で移動する。 緑のカーテンを作り、節電に努める。 庭木や生け垣など、身近なところから緑を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電など、再生可能エネルギーを利用する。 省エネルギーを考慮した設備の導入に努める。 冷暖房の設定温度に注意し、電気をこまめに消すなど、節電に努める。 クールビズ・ウォームビズの取組を行う。 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選ぶ。 自動車の運転について、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを指導する。 マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨する。 事業所の敷地内や屋上など、身近なところから緑を増やす。
31	水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水が河川や海を汚している原因の一つであることを理解し、公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置等に努める。 廃食油は使い切る、又は拭き取ってごみで出し、そのまま流さないようにする。また、地域での回収に協力する。 流しには水切りネットを使い、汚れのひどい食器は拭いてから洗う。 石けんや洗剤を使いすぎない。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令等の規制対象の工場・事業場では、定められた排水基準を遵守し、定期的な排水検査を実施する。 規制対象外の工場・事業場でも、作業工程の見直しや処理施設の整備等により、排水水質の改善を行う。 有害物質は、適切に取り扱う。 農家や畜産業者では、家畜排せつ物による汚染を防止するため、適正な管理及び処理を行う。 農薬、肥料等は適正に使用する。
32	大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 自動車に依存せず、公共交通機関を利用する。 近距離は、自転車や徒歩で移動する。 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選ぶ。 自動車を運転するときは、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを実行する。 周囲に迷惑をかける野外でのごみの焼却は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 定められた排出規制を遵守する。 マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨する。 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選ぶ。 自動車の運転について、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを指導する。 アスベストを使用した建築物の解体等を行う事業者は、アスベストが大気中に飛散しないよう適切な措置を講じる。

No.	施策の柱	市民	事業者
33	騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中で、近隣の迷惑となるような騒音が発生しないよう配慮する。 ペットの飼育については、し尿をきちんと処理するなど、近隣に配慮する。 悪臭の原因となる堆肥などは適正に管理する。 ダイオキシン類の発生源とされているごみの野外焼却は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 公害関係の法令を遵守する。 低騒音型・低振動型の機械の使用や屋内での機械の使用など、周辺環境に配慮する。 悪臭に関する法令を遵守する。 畜産業においては、家畜排せつ物を適正に処理するなど、悪臭の防止に努める。 ダイオキシン類に関する法令を遵守し、化学物質の発生抑制、適正な管理及び処理を行う。 化学物質は適正に管理し、土壌汚染の防止に努める。
41	自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境に関心を持ち、身近な動植物を大切に、その生息環境を守るよう努める。 ハイキングや海水浴などの野外活動では、ごみを持ち帰る。 ボランティアなどを通じて、自然環境の保全活動に積極的に参加する。 環境ラベルが付いた製品を選んで購入するなど、生物多様性に配慮する。 特定外来生物は飼育したり、栽培したりしない。野外に放つこともしない。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、実施前に環境影響評価（環境アセスメント）を行うなど、自然環境の保全について適切な措置を講じる。 施設の新たな整備や改修等を行う際には、周辺の自然の保護について十分に考慮する。 間伐、枝打など、適切な森林の整備と管理を行う。 環境保全型農業を実施するとともに、農地を適正に管理し、耕作放棄地の発生を防ぐ。 地域における自然環境の保全活動に、積極的に参加、協力する。 生物多様性に配慮した原材料の調達などを行う。
42	自然とのふれあいの充実	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から自然環境に関心を持ち、自然とのふれあいを大切にする。 農業体験やグリーン・ツーリズムに参加する。 市民参加できる自然調査や自然観察会などに積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然とふれあうことのできる農業体験の場などを提供するよう努める。
51	環境にやさしい交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 自動車に依存せず、公共交通機関を利用する。 近距離は、自転車や徒歩で移動する。 レンタサイクルを積極的に利用する。 自転車は駐輪場に駐車する。 	<ul style="list-style-type: none"> マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨する。 自転車の違法駐車が行われないよう、駐輪場を整備する。
52	身近な緑の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> 公園を大切に利用し、清掃活動等に積極的に参加する。 庭木やしげ垣など、身近なところから緑を増やす。 花いっぱい運動など、緑化活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の敷地内や屋上など、身近なところから緑を増やす。 地域の生態系に配慮した緑化に努める。 花いっぱい運動など、緑化活動に参加、協力する。

No.	施策の柱	市民	事業者
53	美しい景観の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> • ごみ、吸い殻などのポイ捨てはしない。 • 行楽地などで自分が出したごみは持ち帰る。 • 喫煙禁止区域でのマナーを守る。 • 犬の散歩時のふんは放置せず、ビニール袋に入れるなどして持ち帰る。 • 身近で空き缶やごみが落ちていたら、拾ってごみ箱に入れる。 • 地域の清掃活動など、環境美化活動に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 建物の新築、増築、改築に当たっては、周辺環境に調和した色彩や高さにするよう配慮する。 • 屋外広告物を設置する際には、景観に配慮する。 • ポイ捨てや不法投棄をしないよう、職場での教育を徹底する。 • 地域の清掃活動など、環境美化活動に積極的に参加、協力する。
61	環境教育・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 環境学習に積極的に参加し、身近な環境や自然についての理解を深める。 • 環境に関する知識を有する人は、環境教育・環境学習に積極的に関わるよう努める。 • ごみ処理の状況やリサイクルの促進について理解するため、処理施設の見学等に参加する。 • 子どもたちの環境活動を応援する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員に対して、研修や啓発など、環境教育の機会を設けるよう努める。 • 地域や学校における環境学習に参加、協力する。講師の派遣など、事業所としてできることがあれば、積極的に支援する。
62	環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 環境保全活動に積極的に参加する。 • 市の補助制度を積極的に活用し、環境保全活動を実施する。 • 廃食油や使用済みわりばしの回収に協力する。 • 身近な環境問題について家族や友人などで話題にし、お互いに環境意識を高め、日頃から環境に配慮した行動につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 自ら環境保全活動を推進するとともに、市民や NPO 等の環境保全活動に積極的に参加、協力する。 • 環境を重視した経営等を推進し、従業員の環境に配慮した行動の浸透を図る。 • ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した事業活動を実施する。 • 環境に配慮して行った事業や取組について、積極的に情報を公開する。

《資料3 計画策定経過》

年 月 日	会 議 等
平成26年 9月25日 ～ 10月10日	高松市環境に関する市民・事業者アンケート調査実施 (※市民アンケートは再度協力依頼を行い、12月25日まで延期)
11月25日	環境審議会
平成27年 2月24日	環境審議会
5月19日	環境問題庁内連絡会議 総務・温暖化対策部会
6月 3日	環境問題庁内連絡会議
6月16日	政策会議
7月27日	環境審議会
8月14日	市議会経済環境調査会
9月 1日 ～ 9月30日	パブリックコメントの実施 高松市環境基本計画（素案）について
10月29日	環境問題庁内連絡会議 総務・温暖化対策部会
11月10日	環境問題庁内連絡会議
11月25日	政策会議
12月18日	環境審議会（諮問）
平成28年 1月20日	市議会経済環境調査会
1月22日 ～ 2月19日	パブリックコメントの実施 高松市環境基本計画（案）について
2月24日	環境審議会
3月 1日	環境審議会（答申）

《資料4 高松市環境審議会委員》

計画の策定に御協力いただいた委員の皆様は、次のとおりです。

(委員は五十音順)

	氏名	役職等
会長	小松 昭夫	香川地理学会副会長
副会長	古川 由美	高松市消費者団体連絡協議会副会長
委員	飯原 多津	高松市小学校長会副会長（平成27年11月1日解嘱）
	生西 耐	公募（平成27年11月1日解嘱）
	井上 博夫	公募（平成27年11月1日解嘱）
	今井 淳一	公募
	金崎 美穂	高松市小学校長会会計次長
	河崎 素子	香川県地球温暖化防止活動推進員
	木村 昭代	一般社団法人香川県薬剤師会常務理事
	桑井 弘之	株式会社四国新聞社編集局長
	篠原 渉	香川生物学会常任理事
	多川 正	香川高等専門学校 建設環境工学科准教授
	田中 隆子	高松市小学校長会副会長（平成27年4月1日解嘱）
	蓮井 守	高松商工会議所事務局長
	馬場 基尚	香川県弁護士会所属弁護士（平成27年11月1日解嘱）
	原内 純治	公募
	平木 あつ子	高松市婦人団体連絡協議会理事
	藤本 智子	香川県弁護士会所属弁護士
	三野 靖	香川大学法学部教授
山地 一敏	公募（平成27年11月1日解嘱）	
頼富 信輔	公募	

《資料5 高松市環境基本条例》

平成8年3月27日

条例第20号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づき施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第7条第1号において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全に資するように積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。
- (3) 緑の創出、清らかな水環境の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境の保全を図り、潤いとやすらぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱及び長期的な目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、高松市環境審議会条例（平成7年高松市条例第37号）に定める高松市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境白書）

第9条 市長は、市民に対し環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、毎年度環境白書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

（規制の措置）

第11条 市は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（施設の整備その他の事業の推進）

第12条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、前2項に規定する公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるための必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、本市の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるも

のとする。

（教育及び学習の振興等）

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の支援）

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第16条 市は、第14条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施等）

第17条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、監視等の体制を整備するものとする。

（地球環境保全に資する行動指針の策定等）

第18条 市は、市及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力等）

第19条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

2 市は、民間団体等とともに、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第4章 雑則

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

≪資料6 用語解説≫

ア行

【IPCC】

国連の気候変動に関する政府間パネルの略で、人為的起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画と世界気象機関により設立された組織です。

公表する評価報告書は、世界の科学者が発表する論文や観測・予測データから、政府の推薦などで選ばれた専門家がまとめます。科学的な分析のほか、社会経済への影響、気候変動を抑える対策なども盛り込まれます。国際的な対策に科学的根拠を与える重みのある文書となるため、報告書は国際交渉に強い影響力を持ちます。

【ISO14001】

国際標準化機構（ISO、本部ジュネーブ）が定める環境マネジメントの国際規格で、環境活動を進めるための手法として、世界の企業に利用されており、環境に配慮した企業の象徴となっています。

本市でも平成13年に取得しましたが、23年度からは本市独自の「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」を策定し、温暖化対策など環境への配慮行動を進めています。

【一酸化炭素】

1個の炭素原子と酸素原子が結合して生成される有毒な気体です。炭素が燃焼する際に、酸素（空気）の供給が十分な場合には、完全燃焼して「二酸化炭素」を発生しますが、酸素の供給が不十分な場合に、不完全燃焼を起こして「一酸化炭素」となります。人工的な発生源の中心になるのが自動車であるた

め、大気環境基準が設定されていますが、自動車排ガスの規制により、全国の全ての測定局で基準を達成しています（平成25年度）。

【一般廃棄物】

事業活動に伴って排出される20種類の産業廃棄物以外の廃棄物を指します。家庭から排出される廃棄物（家庭系一般廃棄物）だけでなく、事業活動に伴って排出される廃棄物でも、レストランや食堂から排出される生ごみなど（事業系一般廃棄物）も一般廃棄物に該当します。

【エコアクション21】

平成8年に環境省が策定した環境マネジメントシステムで、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに関心を持ち、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供することを目的としています。香川県では、高松商工会議所が地域事務局となって普及促進に努めています。

【エコホテル】

本市のごみ処理施設である南部クリーンセンターの管理棟には、紙すきや工作が体験できる学習室や展示ギャラリーなどの学習施設を設けており、この施設の愛称を「エコホテル」としています。これは、施設の立地する塩江町が「ホテルの里」として有名なこと、環境にやさしいイメージの「エコ」とを組み合わせています。

【温室効果ガス】

大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体は、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより地表を温める働きがあり、これらの気体を総称して温室効果ガスといいます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロ

カーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素が温室効果ガスとして定められています。

力行

【化学的酸素要求量（COD）】

水質の汚れを示す代表的な指標であり、具体的には、対象水による酸化剤（過マンガン酸カリウム）の消費量から、水中の被酸化性物質を測定しますが、実態としては有機物量に当たります。特定の物質を指すものではありませんが、一般的には、数値が高いほど水質が悪化していることを示します。

【環境基準点】

環境基準点とは、類型指定（環境基本法によって設定したランク）を行う水域について、その水域の水質を代表する地点であり、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点です。海域に関する環境基準点は、対象となる海域全体の水質を代表する地点であり、本市地先の海域については、東讃海域及び備讃瀬戸海域の一部として指定されており、香川県が測定しています。本市の海域の測定地点（5地点）は環境基準点ではありませんが、基準値を当てはめた場合に達成しているかどうかについて評価をしています。

【グリーン・ツーリズム】

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動で、都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」のある生活をもたらすとともに、農山漁村地域の活性化を進めるものです。

【光化学オキシダント】

工場や自動車等から大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽光線に含まれる紫外線を受けて光化学反応を起こし生成されるもので、オゾンを主成分として、ア

ルデヒド類等、酸化性物質の混合物です。一般的に、これら大気中の酸化性物質を総称してオキシダントと呼び、この中から二酸化窒素を除いたものを、光化学オキシダントとします。

なお、光化学スモッグとは、気象条件によって、光化学オキシダントが滞留し、この結果、空が霞んで、白いモヤがかかったような状態になることを指します。このような場合には、目や呼吸器などの粘膜を刺激して、健康被害の発生や植物に影響があるため、大気環境基準が定められ、監視が行われていますが、全国のほとんどの測定局で基準を達成できていません。

サ行

【里海】

人の手が入ることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸の海域を指します。陸地という里山に当たり、人と自然の領域の中間点にあるエリアで、人と自然が共生する場所でもあります。

陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、豊かな生態系と自然環境が保たれ、多くの恵みをもたらしてくれます。

【里山】

人里と奥山の間位置し、人との関わりを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林、農地、ため池、草原等で構成されており、様々な生物のすみかとなっています。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って排出される廃棄物で、燃え殻や汚泥など 20 種類を指しますが、生ごみなどは、排出する業種によって一般廃棄物に分類される場合もあります。例え

ば、食料品製造業から排出される場合は産業廃棄物に分類されますが、食堂やレストランから排出される場合には、一般廃棄物に分類されます。

【ジクロロメタン】

CH_2Cl_2 で示される有機塩素系化合物で、不燃性の液体です。金属・機械の脱脂洗浄剤などに使用されていますが、肝臓や中枢神経に影響を及ぼすとされており、環境基準が設定されています。

【生物化学的酸素要求量（BOD）】

水質の汚れを示す代表的な指標であり、水中に含まれる有機物の量を、微生物が分解する際に使用した酸素量で、間接的に表したものです。特定の物質を示すものではありませんが、一般的には、数値が高いほど水質が悪化していることを示します。水質の環境基準や排水基準に使用されています。

【生物多様性】

生物多様性基本法の中では、生物多様性について、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。」と規定しています。また、同法の中では、生物の多様性は人類の存続の基盤であり、また、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている、と示されており、多様性の保全と持続可能な利用が求められています。

【瀬戸内海式気候区】

瀬戸内海式気候に属する地域のことで、8月の降水量が少ないことが特徴です。高松市では渇水の原因の一つとなってきました。

夕行

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン

(PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) のように、ダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼びます。

炭素、酸素と塩素等で構成される化合物ですが、塩素の数や付く位置によって、100以上の種類があり、ごみの焼却等により発生します。発がん性があることから、ばい煙や排水基準、環境基準が設定されていますが、焼却施設の改善が進み、現在は、がんのリスクはほとんどないと考えられています。

【中山間地域】

平野の外縁部から山間地を指します。山地の多いわが国では、このような中山間地域が国土面積の73%を占めています。また、耕地面積の40%、総農家数の44%、農家産出額の35%、農業集落数の52%を占めるなど、農業の中で重要な位置を占めています。

【テトラクロロエチレン】

C_2Cl_4 で示される有機塩素系化合物で、揮発性、不燃性の液体です。ドライクリーニングや化学繊維、金属の洗浄などの目的で使用されていますが、肝臓や腎臓等に障害を及ぼすとされており、環境基準が設定されています。

【特定外来生物】

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他地域から入ってきた生物のことを「外来生物」と言います。外来生物は、私たちの生活に大変身近なものになっており、日本の野外に生息する海外からやってきた外来生物の種類は、分かっているだけでも、2,000種を超えていると言われます。

外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及

ぼすおそれがあるものを「特定外来生物」として国が指定しています。アライグマやセアカゴケグモ、ブラックバス（オオクチバス）等が該当し、飼育・栽培、野外に放つ、譲渡・引渡などが原則禁止されています。

【トリクロロエチレン】

C_2HCl_3 で示される有機塩素系化合物で、揮発性、不燃性の液体です。洗浄剤や抽出剤などに使用されていますが、肝臓や腎臓等に障害を及ぼすとされており、環境基準が設定されています。

ナ行

【二酸化いおう】

1 個の硫黄原子と 2 個の酸素原子が結合して生成される硫酸化物の一種で、亜硫酸ガスとも呼ばれ、腐敗した卵に似た刺激臭があり、人体に有害なことから環境基準が設定されています。かつては、硫黄を含む燃料を燃焼することにより発生し、高い濃度を示していましたが、燃料の改善等により、全国的にはほぼ環境基準を達成しています。

【二酸化窒素】

1 個の窒素原子と 2 個の酸素原子が結合して生成される窒素酸化物の一種であり、呼吸器疾患の原因になることから環境基準が設定されています。窒素は、空気中に約 80% 含まれており、石油などの燃料にも含まれていることから、燃料の燃焼等により発生しますが、近年は改善が進み、全国的にはほぼ環境基準を達成しています。

ハ行

【排出原単位】

ある生産を行う場合に、生産の単位当たりに対する環境汚染物質の排出量を指します。

本文中にあります電力の排出原単位は、電力を 1 kWh 生産する際に発生する二酸化炭素の量を示しており、発電方法の種類によって大きく異なります。一般的に、火力発電の場合は大きくなり、原発や水力、太陽光発電は小さな値となります。

【ヒートアイランド現象】

空調機器や自動車などから排出される人工排熱の増加や、道路舗装、建築物などの増加による地表面の人工化によって都市部の気温が、郊外に比べて高くなる現象です。この現象により、熱中症の増加、睡眠障害や都市の乾燥化などの影響が懸念されており、緑化の推進や自動車利用の抑制などが対策として考えられます。

【微小粒子状物質（PM2.5）】

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、直径がおおむね 2.5 マイクロメートル (μm) 以下のものを指し、非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くに入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配され、環境基準が設定されています。発生原因としては、ばい煙や自動車以外に広域的な影響も懸念されており、全国的な環境基準の達成率も 20% 以下となっています（平成 25 年度）。

【フォレストマッチング協働の森づくり】

香川県が行っている事業で、市町と連携して、手入れが必要な森林の情報を集め、森に関心のある企業や団体などに提供することで、企業などと協働で森づくり活動を行うものです。本市も、この事業に参加しています。

【浮遊粒子状物質（SPM）】

大気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒子の直径がおおむね 10 マイクロメートル (μm) 以下のものを指します。一般に、粒径が

10 μ m(0.01mm)以下より大きな粒子は、肺には達しませんが、10 μ m以下の粒子は、粒径が小さいために気道や肺に沈着しやすく、呼吸器疾患の原因となるため、環境基準が設定されています。近年は、全国的に、ほぼ基準が達成されています。

【分収造林事業】

森林所有者、造林を行う者、費用負担者の3者又は2者で契約を結んで造林事業を行い、成長した木を販売して、その収益を契約した割合で分収する制度です。本市の場合、分収歩合は、民有林が山林所有者4割、市6割、国有林が国3割、市7割となっています。

【ベンゼン】

C₆H₆で示される有機化合物で、特有の芳香のある揮発性、可燃性の液体です。原油に含まれており、ガソリン成分の一つです。化学工業の分野で利用されていますが、造血機能を阻害する作用等があることから、大気汚染の指定物質に指定されています。

【ポリ塩化ビフェニル（PCB）】

12個の炭素原子と水素・塩素原子から成る人工的な化合物で、不燃性や電気絶縁性が高い特性により、トランスやコンデンサー等に使われてきましたが、毒性があることから製造が中止されました。現在は、計画的な処分を進めるとともに、健康被害を防止するため、環境基準や排水基準が設定されています。

マ行

【緑のカーテン】

ゴーヤや朝顔などのつる性植物を使って建物の窓を覆うことで、夏の強い日差しをさえぎると同時に、葉っぱから出る水蒸気で周囲の温度を下げる自然のカーテンです。これにより、エアコンの使用を削減する効果があ

ることから、本市ではコンテストを開催して、カーテンの作成を推奨しています。

【メサ】

上部に硬い地層があり、下位に浸食されやすい柔らかい地層がある場合、下の地層が浸食されて急な崖を形成し、上部が浸食されないためにテーブル状の台地が残ることがあります。このようにして形成されたテーブル状の台地をメサと呼びます。屋島は、火山活動で噴出した溶岩が水平に流れ出し、周囲と上部に浸食が加わって形成されました。

ヤ行

【要措置区域、形質変更時要届出区域】

土壌汚染対策法では、土壌調査の結果、有害物質による汚染が基準に適合しない土地について、健康被害のおそれに応じて、要措置区域や形質変更時要届出区域として指定し、公示することを定めています。

要措置区域は、健康被害を生ずるおそれがあるため、汚染の除去等が必要な区域を指し、形質変更時要届出区域は、健康被害を生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域を指します。

高松市環境基本計画 平成 28 年度 (2016) ~平成 35 年度 (2023)
~人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい田園都市 たかまつ~

発行 平成 28 年 3 月

編集 高松市環境局環境総務課

〒760-8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号

TEL : 087-839-2388

FAX : 087-839-2390

Eメール : kankyou_s@city.takamatsu.lg.jp

